



KOYANO
C. P. A.
OFFICE

小谷野公認会計士事務所

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-22-1
代々木1丁目ビル 14階
TEL:03-5350-7435 FAX:03-5350-7436

《会計・税務の知識》 扶養の定義について

扶養とは、一般には「生活の面倒をみること」を意味しますが、所得税法上の扶養と社会保険上の扶養の定義は少し異なりますのでご紹介いたします。

1. 所得税法上の扶養とは

(1) 扶養控除

所得税法の扶養親族とは、その年の12月31日の現況で、次の4つの要件のすべてに当てはまる人のことを指します。(死亡、出国の場合を除きます。)

- ① 配偶者以外の親族(6親等内の血族及び3親等内の姻族をいいます。)又は都道府県知事から養育を委託された児童(いわゆる里子)や市町村長から養護を委託された老人であること。
- ② 納税者と生計を一にしていること。
- ③ 年間の合計所得金額が38万円以下であること。
- ④ 青色申告者の事業専従者としてその年を通じて一度も給与の支払を受けていないこと又は白色申告者の事業専従者でないこと。

(2) 配偶者控除

配偶者の場合、上記②～④の要件を満たす場合、年間38万円の所得控除があります。

2. 103万円基準とは

給与所得は「給与収入－給与所得控除額」で計算され、最低でも65万円の給与所得控除を受けられます。給与所得者でその他の所得がない者の場合、
 $給与収入 - 65万円 \leq 38万円$
 $\rightarrow 給与収入 \leq 65万円 + 38万円 = 103万円$ となるため、年間の給与収入が103万円以下であれば、生計を一にする納税者の扶養親族になることができます。

3. 健康保険上の被扶養者とは

健康保険に加入し、病気やけがなどをした時などに必要な給付を受けることができる人のことを「被保険者」といいます。健康保険では、健康保険に加入する会社に勤めている会社員本人です。一方、「被扶養者」とは、保険料を支払うことなく、病気やけがをした時などに一定の給付を受けられる人のことをいいます。

被扶養者の認定基準は、「被保険者により主として生計を維持されていること」が前提となりますが、具体的には被扶養者の範囲と生計維持の認定基準があります。

(1) 被扶養者の範囲

①主として、被保険者により生計が維持されている	・配偶者 ・子、孫および弟妹 ・父母、祖父母などの直系尊属
②主として、被保険者により生計が維持されている+同一世帯に属する。	・①以外の3親等内の親族 ・内縁関係の配偶者の父母および子(当該配偶者の死後、引き続き同居する場合を含む)

(2) 収入要件(生計維持の認定基準)

①認定対象者が被保険者と同一世帯にある	認定対象者の年収が130万円未満であり、かつ、被保険者の年収の2分の1未満
②認定対象者が被保険者と同一世帯にない場合	認定対象者の年収が130万円未満であり、かつ、被保険者からの援助額(仕送額)より少ない

※1. 被扶養者の認定時の前年の収入ではなく認定時から将来に向かっての年間収入(見込額)で判断します。

※2. 認定対象者が60歳以上または障害者の場合には、「130万円未満」を「180万円未満」と読み替えます。

4. 国民年金の第3号被保険者

健康保険の被扶養配偶者と認定されると、国民年金の第3号被保険者となります。この期間は国民年金保険料を払わなくても良く、年金の給付を受ける際にはこの期間中、国民年金保険料を払ったものとみなして計算されます。

5. 年収130万の壁

前年まで無職の配偶者がパート勤務を開始して、年間の給与収入が年間130万円を超えてしまうと、同一世帯の税と社会保険の負担が一気に増えるという現象があり、これを「130万円の壁」と言うことがあります。

- (1) 配偶者控除の対象外となり、納税者の所得税の負担が増える。
- (2) 被保険者から外れるため、自分で健康保険料を負担する必要が生じる。
- (3) 第三号被保険者でなくなるため、国民年金保険料を自分で負担する必要が生じる。

6. おわりに

現在、短期間労働者の社会保険の適用拡大の議論が盛んに行われていますが、「年収130万の壁」問題も具体的に解決されることを期待したいものです。

(担当：大鳥)